

ちょうり得プラン定義書

2026年10月1日実施

京和ガス株式会社

目 次

1.	適 用 条 件	-----1
2.	契 約 の 締 結	-----1
3.	料 金	-----2
4.	期 中 解 約 金	-----2
5.	そ の 他	-----2

付 則

1.	実施の期日	----- 3
2.	旧ガス料金プラン定義書にもとづくガス使用契約	----- 3

別 表

1.	料金及び消費税等相当額の算定方法	-----4
2.	料金表	-----4

チョー得プラン定義書（以下「この定義書」といいます。）は、当社のガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）にもとづき、料金その他の供給条件を定めたものです。

1. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの定義書の適用を申し込ことができます。

- (1) 業務用（この定義書において、業務用とは、家庭における日常生活の用に供する以外の用途でガスを使用する需要をいいます。）として、当社の都市ガスを使用すること。
- (2) 1 需要場所におけるガスメーターの能力が10立方メートル毎時以上であること。
- (3) この定義書にもとづく契約2.(3)に定める契約開始日からその前日が属する月の翌月を起算月として24か月目の月の小売約款に定める検針日（以下「定例検針日」といいます。）まで（以下「最低利用期間」といいます。）、契約を継続する場合に、当社に対してこの定義書の適用を申し込むことができます。
- (4) 2026年9月30日までにこの定義書の適用を申し込み、当社が承諾したお客さまについては、(1)および(2)の適用はありません。なお、この場合においても、(3)の規定を適用します。

2. 契約の締結

- (1) この定義書に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。
- (2) 申し込みの際、お客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (3) 契約期間は以下の規定にもとづき決定いたします。

新たにこの定義書にもとづく契約が成立した場合は、原則として契約成立日後、最初の定例検針日の翌日を契約開始日といたします。なお、契約成立日と定例検針日が同日の場合は、契約開始日はその翌日といたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）に先立つ場合は、契約開始日は使用開始日と同日といたします。
- (4) 当社は、この定義書にもとづく契約を最低利用期間の経過前に解約、または当社の最終保障供給約款にもとづく契約へ変更されたお客さまが、同一需要場所でこの定義書、または他の定義書の適用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日がこの定義書にも

とづく契約の解約の日、または当社の最終保障供給約款にもとづく契約の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更、または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

((5)において同じ。)

(5) 当社は、お客さまが当社とのこの定義書にもとづく契約の最低利用期間の経過前に同一需要場所で、この定義書にもとづく契約の解約と同時に他のガス料金プラン定義書の適用の申し込みをされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。

(6) 当社は、お客さまが当社の他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれのガス使用契約で定める支払期日を経過しても支払われていない場合は、この定義書の適用の申し込みを承諾できないことがあります。

(7) お客さまは、この定義書にもとづく契約を締結された場合、同一需要場所において他のガス料金プラン定義書（付帯型を除きます）、または最終保障供給約款にもとづくガスの使用契約は締結できません。

3. 料 金

(1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して30日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には早収料金を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

(2) 当社は別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

4. 期中解約金

(1) 当社は、お客さまが、1に定める最低利用期間の経過前に解約する場合には、転居等をやむをえない場合を除き、(2)に定める期中解約金を申し受けます。この場合期中解約金は、契約の消滅日の前日を含む料金算定期間の料金の支払い期日までに、原則として、その料金とあわせてお支払いいただきます。

(2) 期中解約金は、1,000円（税込）を申し受けます。

5. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付則

1. 実施の期日

この定義書は、2026年10月1日から実施いたします。

2. 旧ガス料金プラン定義書にもとづくガス使用契約

この定義書の実施以前にガス使用契約をされた方は、この定義書に定める最低利用期間まで契約を継続いただくことに承諾いただいたものとみなします。この場合の最低利用期間の起算月は、契約開始日の前日が属する月の翌月といたします。

(別表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

① 基本料金は、2.(2)を適用いたします。

② 従量料金は、2.(2)の基準単位料金または小売約款で規定する調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(2) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(1円未満の端数切捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

2. 料金表

(1) 適用区分

料金A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金B 使用量が20立方メートルを超60立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金C 使用量が60立方メートルを超え250立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金D 使用量が250立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表A (消費税等相当額を含みます)

イ 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,090.00円
-------------------	-----------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	167.94円
------------	---------

②料金表 B (消費税等相当額を含みます)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	1, 3 2 4. 0 0 円
----------------------	-----------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 5 6. 2 0 円
-------------	--------------

③料金表 C (消費税等相当額を含みます)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	1, 7 6 4. 0 0 円
----------------------	-----------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 4 8. 8 7 円
-------------	--------------

④料金表 D (消費税等相当額を含みます)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	5, 0 4 4. 0 0 円
----------------------	-----------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 5. 7 5 円
-------------	--------------

(3) 調整単位料金

料金表 (2) の基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金とします。